

パブリック・コメントへの回答（抜粋）

項目	No.	意見の内容	市の考え方
全体	32	<p>通常、何かを作る場合には、当然、メリットとデメリットの双方があるものとする。</p> <p>本条例の制定結果が、本当に良いことばかりのものならば、市民委員に条例の必要性の確認をゆだねるまでもなく、市長が自らの政治責任において条例案を作成し議会上程すればよいだけのことである。</p> <p>自民党のホームページに当該条例制定に反対の対場で「チョット待て、自治基本条令」との政策パンフが掲載されている。特定の考えを持つ勢力ではなく、長く政権を担っている政党の主張であり、鵜呑みにすることはないが、それなりの検証が必要と考える。</p> <p>このパンフの主張が全く的外れのものなのか、あるいは、本案はパンフに記載された懸念事項を回避したものなのか、自治基本条令自体が難解でなじみのない内容が多いので、丁寧な説明を求めたい。</p>	<p>島田市における協働のまちづくりを推進していく上で、この条例を制定したいと考えています。</p> <p><u>一部の政党等が主張している課題（他の条例に優越する最高規範性、市長等の仕事の妨げや議会の否定、特定団体に行政をコントロールされる等）については、島田市が制定しようとしている条例において特段の問題は生じないと考えます。逐条解説中、各条項の説明の中で考え方を記載します。</u></p> <p>また、市民等のまちづくりに参加する権利を条文に記載し、周知を考えていますが、それを義務付けしているわけではありません。</p> <p>義務付けられているものは、既に法令で定めのあるものに限られています。</p>
第2条	78	<p>条例を否決した自治体では、最高規範性の問題と住民投票のあり方と市民の定義についてが反対する論者の題目だった。これについて、島田市はどのように判断しているかということについて逐条解説等において述べていく必要があると思う。外国人の取扱いをどうするかということについて、もう少し分かりやすく説明する必要があるのではないか。</p>	<p><u>外国人に関する説明を逐条解説に追加するよう検討します。</u></p>